

電気自動車を活用したまちづくりに関する連携協定 覚書（案）

三木市
兵庫日産自動車株式会社
日産プリンス兵庫販売株式会社
日産自動車株式会社
三木市ゴルフ協会

三木市（以下「甲」という。）、兵庫日産自動車株式会社（以下「乙1」という。）及び日産プリンス兵庫販売株式会社（以下「乙2」といい、乙1と総称して以下「乙」という。）、日産自動車株式会社（以下「丙」という。）及び三木市ゴルフ協会（以下「丁」という。）は、令和2年11月5日に締結した「電気自動車を活用したまちづくりに関する連携協定書」（以下「協定」という。）第2条第2項に基づき、次のとおり覚書を締結する。

第1章 防災・災害対策に関すること

（趣旨）

第1条 この協定は、電気自動車の普及を通じ、三木市内の自助力、共助力、公助力向上を図るため、甲による電気自動車の計画的な整備や三木市内の電気自動車普及に向けた諸施策の実施に加え、甲が乙、丙及び丁の協力を得て、地震（震度5弱以上）又は風水害等大規模災害（避難警戒レベル3以上）が発生した若しくはその可能性があること（以下「災害時等」という。）によって、三木市内に大規模停電発生のおそれがある場合に、電力不足が想定される甲指定の避難所等（以下「避難所等」という。）において、電気自動車から電力を供給すること（以下「電力供給」という。）により、住民の生命、身体及び財産を守るための基本的事項を定めることを目的とする。

（電気自動車の貸与等の要請）

第2条 甲は、災害時等により、避難所等が開設されたときにおいて、電力供給のための電気自動車及び電気自動車用充電スタンド（以下「充電スタンド」という。）が必要となるときは、乙及び丁に対し、第1号様式「電気自動車の貸与等の協力要請書」により電気自動車の貸与及び充電スタンドの使用要請を行うことができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって速やかに処理するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において乙の所有する電気自動車を甲に貸与することに努めるものとする。なお、本項に基づき乙から甲に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」という。

2 乙は、前項に基づく貸与に併せて、乙の指定する日時及び場所において、乙の管理

する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

- 3 貸与車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）及び充電スタンドの使用許諾期間は、原則として貸与開始日から1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害時等の状況および避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲乙間で協議して延長期間を決定する。
- 4 丁は、丁に加盟するゴルフ場が所有する充電スタンドについて、甲が災害時等における貸与車両の充電に可能な範囲において使用することに協力する。なお、協力するゴルフ場については、第2号様式「災害時協力ゴルフ場名簿」による。

（電気自動車の貸与実施）

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で貸与車両を甲に無償で貸与し、原則として電力供給のために貸与車両を甲に使用させるものとする。

（貸与時の残充電）

第5条 乙は、貸与車両の貸与に当たっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

- 2 貸与時点において貸与車両に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

（電気自動車の移動）

第6条 貸与車両に関する乙の営業所（乙による貸与車両の保管管理場所）等と甲の避難所等間の移動は、甲の責任において行うものとする。

（管理等）

第7条 甲は、貸与車両を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。なお、管理方法その他の取扱いは、甲乙間での協議により取り決める。

- 2 甲は、充電スタンドを乙及び丁より提示される使用条件に従って使用するものとする。
- 3 前2項の規定に違反し、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲は乙及び第3条第4項に基づく協力ゴルフ場に対しその損害を賠償するものとする。

（事故等の対応）

第8条 甲は、貸与期間中、貸与車両に関する事故が発生した場合、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、乙に通知した上で、甲の費用負担と責任において、これを全て解決するものとする。なお、当該事故に起因して乙又は丙に損害を与えた場合には、甲は当該損害を賠償する責を負うものとする。

- 2 甲は、貸与期間中、貸与車両に故障又は紛失等があった場合、直ちに乙に通知するものとし、その対応について甲乙間での協議により取り決める。

(返却)

第9条 甲は、乙より貸与車両を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲乙間で協議し決定する。

(外部給電器の使用上の注意)

第10条 甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用（医療機器等への使用を含む）する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(災害時等協力登録車制度の構築)

第11条 甲は、災害時等の長期停電に対応した体制づくりのため、避難所等における電源の確保状況を踏まえ、住民や事業者が所有する電気自動車等を、避難所等の電源として活用するための災害時等協力登録車制度の構築に努めるものとする。
2 乙は、甲が災害時協力登録車制度を構築したときには、三木市内在住の電気自動車を所有する市民の登録促進に努めるものとする。

第2章 環境対策に配慮したまちづくりに関すること

(電気自動車を活用した環境に配慮したまちづくりについての検討)

第12条 甲、乙、丙及び丁は、電気自動車を活用した環境に配慮したまちづくりについての検討をしていくものとする。

(電気自動車の展示、イベント等への協力)

第13条 乙、丙は、甲が主催するイベントにおいて、電気自動車の普及を目的とした電気自動車の展示及び実演による電気自動車からの電力供給を行う場合は、必要に応じて協力を行うものとする。
2 前項の協力内容は、イベントの都度、甲、乙、丙が別途協議して定める。
3 電気自動車及び電気自動車から外部給電器に関する準備は、甲の負担とする。ただし、甲において電気自動車を準備できない場合又は電気自動車を複数台必要とする場合で、乙の承諾があった場合は、乙の負担にて電気自動車を提供するものとする。
4 第1項の規定による協力に必要なパンフレット等の資料及び説明員は、乙又は丙の負担により準備するものとする。

(広報活動)

第14条 甲、乙、丙及び丁は、平常時において環境にやさしい電気自動車の普及促進、エネルギーの地産地消における電気自動車の有効性及び災害時に活用できる電気自動車からの電力供給について、広報活動に努めるものとする。
2 甲、乙、丙及び丁は、本協定書に係るプレスリリースその他外部への公表等は、あ

らかじめ他の当事者と公表内容等について協議するものとする。

3 乙、丙及び丁は、甲の要請に応じ、第1項の規定による広報活動に協力する。

(電気自動車等の情報提供)

第15条 乙及び丙は、電気自動車等の普及促進に資する情報及び災害時における給電業務(以下「給電業務」という。)が遂行可能な電気自動車等に関する情報を、適宜、甲及び丁に提供するものとする。

(環境教育への協力)

第16条 乙又は丙は、甲の要請に応じ「日産わくわくエコスクール」を実施する。実施についての日程、内容等は甲、乙又は丙が別途協議して定める。

第3章 観光の活性化に関する事項

(観光の活性化)

第17条 甲、乙及び丙は、三木市内の充電器が設置されている施設等を、電気自動車で行きやすい場所として共同で告知し、環境に配慮した観光の活性化を図る。

第4章 一般条項

(連絡調整)

第18条 本覚書に定める業務に関わる連絡調整者は、第3号様式にて記載する。なお、甲、乙、丙及び丁は指定する者や連絡先に変更があった場合は、第3号様式を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第19条 協定書及び本覚書に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙、丙及び丁は、年1回以上、協議を行うものとする。

(有効期間)

第20条 本覚書の有効期間は、現協定に定める有効期間と同一とする。

(原協定との関係)

第21条 本覚書に規定のない事項については、原協定の規定が引き続き有効に適用されるものとする。

(損害賠償)

第22条 甲、乙、丙又は丁は、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、債務不履行、不当利得、不法行為その他請求原因の如何によらず、相手方に対して損害賠償を請求することができる。

(譲渡制限)

第23条 甲、乙、丙及び丁は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、本覚書から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

(協議)

第24条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月5日

甲 兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市
三木市長 仲田 一彦

乙1 神戸市中央区北本町通5丁目2番24号
兵庫日産自動車株式会社
代表取締役社長 西川 博之

乙2 神戸市灘区烏帽子町3丁目3番11号
日産プリンス兵庫販売会社
代表取締役社長 長手 繁

丙 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号
日産自動車株式会社
理事 後藤 収

丁 兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市ゴルフ協会
会長 稲田 三郎

様

三木市長

電気自動車の貸与等の協力要請書

電気自動車を活用したまちづくりに関する連携協定覚書第2条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 要請日

年 月 日

2 電気自動車の貸与

車種名等	台数	備考（店舗名・期間等）
	台	
	台	
	台	

3 充電スタンドの使用

使用する場所	備考（期間等）

4 その他の要請及び連絡事項等

--

【問合せ先】

三木市上の丸町10-30総合政策部危機管理課
電 話 0794-82-2000
F A X 0794-82-2278

令和 年 月 日

災害時協力ゴルフ場名簿

2020年11月5日現在

施設名		所在地
1	オリエンタルゴルフ倶楽部	口吉川町東中坂の脇 942-2
2	オリムピックゴルフ倶楽部	細川町瑞穂 1369-2
3	三甲ゴルフ倶楽部 ジャパンコース	吉川町富岡 933-27
4	廣野ゴルフ倶楽部	志染町広野 7-3
5	マスターズゴルフ倶楽部	久留美 1848
6	三木ゴルフ倶楽部	細川町垂穂字槇山 894-827
7	三木よかわカントリークラブ	口吉川町槇字長尾谷 487-68
8	吉川インターゴルフ倶楽部	吉川町実楽 290-4
9	吉川カントリー倶楽部	吉川町米田字平間 701-3

※ 連携協定協力による充電に要した経費は、甲と丁が協議し定める。

連絡調整者名簿

企業・団体名	三木市
担当者職・氏名・連絡先電話番号	
総合政策部次長兼危機管理課長 本岡 忠明	
<u>TEL 0794-89-2370</u>	

企業・団体名	兵庫日産自動車株式会社 ○○店
担当者職・氏名・連絡先電話番号	
○○店店長 ○○ ○○	
<u>TEL xxx xxx xxxx</u>	

企業・団体名	日産プリンス兵庫販売株式会社 ○○店
担当者職・氏名・連絡先電話番号	
○○店店長 ○○ ○○	
<u>TEL xxx xxx xxxx</u>	

企業・団体名	日産自動車株式会社
担当者職・氏名・連絡先電話番号	
<u>TEL xxx xxx xxxx</u>	

企業・団体名	三木市ゴルフ協会
担当者職・氏名・連絡先電話番号	
産業振興部ゴルフのまち推進課長 大西 良門	
<u>TEL 0794-89-2401</u>	

※この名簿に記載の個人情報は、この協定に必要な範囲内でのみ利用されます。